令和2年第5回臨時会

大江町議会会議録

令和 2 年 11月27日 開会 令和 2 年 11月27日 閉会

大 江 町 議 会

令和2年第5回大江町議会臨時会会議録目次

| ○招集告示···································· |
|---|
| ○応招・不応招議員···································· |
| |
| 第 1 号(11月27日) |
| ○議事日程 |
| ○本日の会議に付した事件···································· |
| ○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○欠席議員 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4 |
| ○本会議に職務のため出席した者······4 |
| ○開会の宣告·······5 |
| ○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○会議録署名議員の指名······5 |
| ○会期決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○議第78号及び議第79号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○議第78号の説明、質疑、討論、採決7 |
| ○議第79号の説明、質疑、討論、採決9 |
| ○閉会の宣告···································· |
| ○署名議員 |

大江町告示第48号

令和2年第5回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

大江町長 松田清隆

- 1 日 時 令和2年11月27日 午前10時
- 2 場 所 大江町議会議場
- 3 附議事件
 - ・大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招・不応招議員

応招議員(11名)

1番 橋本彩子君 2番 菊 地 邦 弘 君 3番 藤野広美君 櫻井和彦君 4番 5番 関 野幸 一 君 毛 利 登志浩 君 6番 伊藤 慎一郎 君 7番 宇津江 雅 人 君 8番 結 城 岩太郎 君 9番 10番 土 田 勵 一 君 11番 菊 地 勝 秀 君

不応招議員 (なし)

令和2年第5回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年11月27日(金)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第 4 議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11名)

1番 橋 本 彩 子 君

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

6番 毛 利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊藤慎一郎 君

9番 結 城 岩太郎 君

10番 土田勵一君

11番 菊地勝秀君

欠席議員(なし)

教育文化課長

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

西田正広君

町 長 松田清隆君

教 育 長 犬 飼 藤 男 君

総務課長 五十嵐 大朗 君

政策推進課長 鈴木利 通君

税務町民課長 阿 部 美代子 君

健康福祉課長 伊藤

建設水道課長 櫻井洋志君

農林課長 秋場浩幸君

会計管理者兼出納室長

清 水 正 紀 君

修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 金子冬樹君

議会事務局 庶務主 養族

伊藤美幸君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等の着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第5回大江町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地勝秀君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

4番 櫻井和彦君

6番 毛 利 登志浩 君

を指名します。

◎会期決定

○議長(菊地勝秀君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

お諮ります。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第78号及び議第79号の一括上程、説明

○議長(菊地勝秀君) 日程第3、議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第4、議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は、関連していることから、提案理由の説明を一括して行うこととし、議案の詳細説明及び審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

それでは、議第78号及び議第79号について、提案理由の説明を求めます。 松田町長。

〇町長(松田清隆君) 皆さん、おはようございます。

今回の議会から、アクリル板が演壇のほうに設置され、そしてマスクを外して、こういう 形で議会を進めるというふうなことになっております。何か、今、話してこの場で思ったの は、私の声自体がこのアクリル板に反射して、非常に話がしにくいなという感じが今はして おりますので、徐々に慣れていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議第78号及び議第79号の条例改正2件の議案について一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 については、国の人事院勧告や山形県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の期末手当の支給割 合を改正するものです。

議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の期末手当支給割合の改正と同様に、特別職に属する者の期末手当の支給割合を改正するものです。

なお、この条例改正により生じます給与の減額分につきましては、12月定例議会での補正 予算のほうに反映させたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いま す。

以上、概要を申し上げましたが、詳細は担当課長をして説明させますので、よろしくご可 決くださいますようお願い申し上げます。

◎議第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元に資料1の1と1の2の新旧対照表を配付しておりますが、これは、同じ条文が施行日を変えて2段階で改正されるため、資料を2つに分けたものです。資料1の1は公布の日から施行される第1条の改正であり、資料1の2は令和3年4月1日から施行される第2条の改正となります。

資料1の1をご覧ください。

令和2年の人事院勧告及び山形県人事委員会勧告を踏まえ、再任用職員を除いて、期末手 当の支給割合を「100分の127.5」から「100分の122.5」に0.05月分引き下げ、12月支給分を 1.275月分から1.225月分とするものです。これにより、期末手当と勤勉手当の年間総支給月 数は、4.40月分から4.35月分に引下げとなります。

次に、資料1の2をご覧ください。

こちらは、令和3年4月1日からの改正です。期末手当の支給割合を「100分の122.5」から「100分の125」に改正するもので、年間の総支給月数はそのままで、6月及び12月の支給割合を同じ率に調整するため改正するものであります。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 議第78号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

- ○6番(毛利登志浩君) 職員の給与減額というか、期末手当の減額というふうなことで、国並びに県の人事委員会に基づいた措置だというふうに説明がありましたけれども、計算すれば分かるわけですが、参考のために、この条例改正に基づいて、職員全体でどれほどの減額の金額になるのか、それから、加えて、平均年齢の方、大体40過ぎだと思うんですが、この平均年齢の方で大体どのくらいの金額になるのか、教えてください。
- 〇議長(菊地勝秀君) 五十嵐総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) お答えいたします。

この影響額につきましては、職員と常勤特別職、議員含めまして、全体で210万6,000円の 減額を見込んでおります。

あと、平均的な額でありますけれども、例えば、給料を30万円の職員と仮定しますと、1 万5,000円というふうなことになるかと思います。

以上です。

[「了解」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料2の1と2の2の新旧対照表を配付しておりますが、この議案も、同じ条文が施行日を変えて2段階で改正されるため、資料を2つに分けたものであります。

資料2の1は、交付の日から施行される第1条の改正であり、資料2の2は、令和3年4月1日から施行される第2条の改正となります。

資料2の1をご覧ください。

第2条は常勤特別職の給与について、第5条の2は議員の給与についての規定でありますが、それぞれ年間の期末手当の支給割合を0.05月引き下げ、支給割合を100分の162.5」から「100分の157.5」に改正するものです。

資料2の2をご覧ください。

こちらは、令和3年4月1日からの改正です。議第78号と同様に、期末手当の支給割合を「100分の157.5」から「100分の160」に改正するもので、年間の総支給月数をそのままに、6月と12月の支給割合を同じ率に調整するため改正するものであります。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 議第79号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。 これをもって、令和2年第5回大江町議会臨時会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3年 2月 3日

議 長 菊地勝秀

署名議員 櫻井和彦

署名議員 毛利登志浩